

第11日目（12月21日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

○議 長 なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届出がでておりますので、これを許します。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

ここで建設部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○建設部長 おはようございます。塩谷議員の一般質問で、デマンド型乗り合いタクシーの答弁でございます。実証調査の利用者の実績を27件、39人と答弁いたしましたが、予約申込みが39人で2人キャンセルがありまして、利用者の実績が37人でありましたので、39人から37人に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議 長 日程第1、平成24年請願第3号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願、及び日程第2、平成24年請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願の以上2件を一括議題といたします。2件について総務文教委員長・関 昭夫君の審査報告を求めます。

○関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました事件について、ご報告を申し上げます。12月17日、委員会を開催し付託されました2件の請願について審査を行いました。紹介議員から説明をいただき、質疑を行い、その後委員から意見聴取を行いました。意見なく採決をという求めがありまして採決を行いました。

審査の結果を申し上げます。平成24年請願第3号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願、本件につきましては賛成少数で、不採択とするものと決しました。

次に平成24年請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願、本件につきましても賛成少数で、不採択とするものと決しました。以上で報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成24年請願第3号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願に対する討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○岩野 松君 おはようございます。「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願に賛成の立場で討論に参加します。今、委員長からの言葉の中にありましたように、私への質疑はあったのですけれども、その後の委員会の中では意見がなく、そのまま採決で不採択となった

という報告がありました。

私は、教育については、何人も良くなることに否定する人は、いないのではないかというふうに思っておりますが、予算の面もありますから、賛成するにしろ、反対するにしろ、何か意見があるのかという思いを持っておりましたが、何もなかったということで残念であります。私は紹介議員でもありましたので、できたらこの議場では、委員会では不採択でも議場では何とかという思いで討論に参加いたします。

問題は、国の責任で全ての小中学校、高校で30人学級を実現してほしいということと、新たな教員定数改善計画を作り、計画的に教職員の数を増やしてほしいというのが、請願の趣旨でございます。今、地方自治体といいますか、国でも小学校1・2年生は35人以下学級の方向性が出ておりますけれども、そのほかでも特に自治体、県によっては中学1年生も少人数学級に向かっている県もたくさんあります。そのほかのところでも、少人数学級を県ごとに実施しているところも多々今あります。そういう中で、それはやはり国民の要望であり、そして子どもたちを持つ親の要望でもあり、先生方の要望が、各自治体というか県などが受け入れながら自治体の許す範囲で、自分たちのお金でやっているというふうに私は認識しております。

やはり、教育は機会均等ということも、特に義務教育に関しては、必要かと思っております。そういう中で国の制度としてそういう方向にいく、教育に関して先進諸国という言い方が悪いかもしれませんが、日本が一番1クラスの人数も多いし、そして一人一人に対する先生方のいろいろなことも規制もあったり、教育の自由化も少ないのかなという思いも私は感じております。

そういう意味で、国の資質の面でも、OECDの中でも、国の総生産の金額から比べれば、日本が一番低いとも言われております。そういう中でぜひとも、安心して子どもたちが、きちんとした教育を受けられる環境づくりの第一歩としての、少人数学級といいますか、30人以下学級にする体制を、国で作るということにどうしてもしてほしいというのが、私の思いでもあります。ぜひ、議員の皆さんは良識ある人たちですので、そこをくんでいただき、賛成していただきたいと思います。討論に参加しました。よろしくお願いします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に本請願の賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成24年請願第3号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願、本請願に対する委員長報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択

とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成24年請願第3号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 平成24年請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願に対する討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

○岩野 松君 教育費無償化の前進をもとめる請願に対する討論に参加いたします。同じ顔ぶれでない方がいいと、今出るときに言われましたが、同じ顔ぶれで申し訳ございません。私が紹介議員になった手前ということでさせてもらいます。

これは、請願項目としては、やはり国は高校の無償化の維持拡充を進めることと、高校生や大学生に対する給付奨学金制度の制度を作ってほしいという項目でございます。高校無償化については、民主党政権で一応私学も含めた形での無償化は実現しました。その中で今年度では、中途退学する人が半分に減ったというふうに聞いております。そういう意味では、よかったのかなという思いがあります。

今、中学を卒業した生徒が高校に進学するほとんど全入を求めていますけれども、実際には92～93パーセントだそうです。全く全入と同じというふうに考えていいかと思っています。授業料が無償化になったことで、途中で退学する方が半分に減ったということは、やはり何らかの形で経済的理由というの大きな理由になっているのではないかと私も推察しております。

先日の委員会でも、大学に関しての乱立化という声もありました。それに対して私も、認可制度ですので、希望してそれが整えば認可していく、それを少し考え直すという声もありますし、私も100パーセント大学が必要かどうかというのは、私の中でもそれは100パーセント必要だという認識はありません。けれども、でも勉学をしたい、それが経済的理由のために行けないということでは、私はやはり意欲を損なうものであり、本来高等教育を受け、そうすればより社会で花開く人間に育っていく、そういう可能性の芽は摘むべきではないと思っております。

貸与という制度は大概の県がやっていますけれども、奨学金制度もやっているところもありますが、やはり自治体の乱れもありますし、国の制度としてこれをすべきであるというふうに私は思っております。

国によっては、大学教育が必ずしも全てというふうでない、全てというか希望者にはというところもありますけれども、先進諸国では、やはり大学も無償化の国もあります。そういう意味では、日本は先ほども言いましたけれども、教育費に対しての使い方は約2パーセントぐらい平均より低いとも言われておりますので、ぜひそういうこともくみながら、機会均等、それと勉強したい子どもたちは、安心して勉強ができ、そして、より日本を豊かにするいろいろな政策や、それから豊かにするための資質もどんな人も伸ばせる、そういう意味では大学の無償化の奨学金制度というものも、必要であると私は考えております。ぜひ、ご賛同いただければと思います。よろしくお願いします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に本請願に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成24年請願第4号 「教育費無償化」の前進をもとめる請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成24年請願第4号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第3、第122号議案 市道の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設部長 それでは第122号議案 市道の認定について提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては、新規に2路線を提案するものでございます。国道17号浦佐バイパスが県道下折立浦佐停車場線から水無川を渡りまして県道雷土新田浦佐線、約1.1キロメートルを、あした一部供用開始に伴いまして、国土交通省より移管される側道部分を認定するものでございます。道路種別や起終点の地番、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。

それでは、議案の資料の図面のほうで説明させていただきますのでよろしくお願いします。図面番号1でございます。茗荷沢地内の路線でございまして、水無川の管理用道路を起点としまして、魚沼市の行政区域界を終点とするものでございます。路線名は水無川魚沼東線、延長が475メートル、幅員は5.0メートルから7.0メートルでございます。

次に裏のほうに図面番号2がございます。先ほどと同様に、水無川の管理用道路を起点としまして、魚沼市の行政区域界を終点とするものでございます。路線名は水無川魚沼西線、延長が420メートル、幅員は5メートルから7.5メートルでございます。なお、魚沼市側につきましては、魚沼市のほうで市道認定を行うこととなっております。以上、新規認定2路線でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論が終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第122号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第122号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第123号議案 財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第123号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。本件は、図書館整備に係る建物を取得したいものでございます。財産の取得、又は処分につきましては、地方自治法第96条第1項第8号で、政令で定める基準に従い、議決事件として定められております。南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に議会の議決に付すべき財産の取得及び処分は、予定価格2,000万円以上の不動産、若しくは動産の買入れ若しくは売払い、土地については、その面積が1軒5,000平方メートル以上のものに係るものに限ると、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとすると規定されているところでございます。本件は2億1,791万5,314円の取得でございますので、議会のご同意を賜りたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。1の取得する財産の表示でございますが、(1)の種別は、取得する財産は、建物でありまして、区分所有とするものでございます。(2)の所在地は、記載のとおり六日町字北沖93番地1外に所在します六日町街づくり株式会社所有の建物でございます。(3)の面積でございますが、2,499.80平方メートルでございます。

2の取得価格は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

3の契約の相手方は、南魚沼市六日町101番地8、六日町街づくり株式会社 代表取締役関口恭一郎氏でございます。

次のページをご覧いただきたいと思えます。第123号議案資料でございますが、区分所有建物売買仮契約書の写しでございます。本件につきましては、建物の区分所有として「一棟の建物に構造上区分された数個の部分で、独立して居住、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであるときは、その各部分はこの法律に定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる」との定めがございます「建物の区分所有等に関する法律」の規定から、専有部分と共用部分に区分をし、売買をする契約でございます。

第1条の建物の区分でございますが、物件1ないし物件9に区分するとしております。7

ページの図面をご覧いただきたいと思います。1階及び2階の求積図でございます。1階の上のほうの図面の真ん中よりやや左下に、物件1、これは図書館とする部分でございます。右上のほう、右上部に物件2、これは店舗の部分、その下の物件5、これは通路の部分でございます。そのまま下がっていただいて物件3、現在良食さんの部分でございます。それから左下に物件7、これも通路の部分でございます。その左下、物件4、これは二つの医院の部分でございます。更に左下、物件9、これはごみの集積地の部分でございます。それから左上になりますが、物件8、屋上へ通ずる階段室でございます。下の図は屋上でございますが、中央の物件6、塔屋の部分で分けまして、5ページをお開きいただきたいと思います。2の区分の表で、乙専有部分物件が1ということで、2,499.80平方メートル、甲占有部分物件が2・3・4、合計で4,052.66平方メートルです。共用部分が物件5・6・7・8・9合計で1,008.72平方メートルにそれぞれ分けるということでございます。

第2条が区分所有建物売買についてでございますが、第2条のほうをお願いしたいと思います。物件1を甲乙間で売買するというところでございますし、物件1に係る質権、抵当権、先取特権などの権利設定がある場合は、売買につき消滅をさせるということでございます。

第3条は、売買価格及び法定共用でございます。物件1の売買価格は先ほど申し上げました2億1,791万5,314円とするものでございますし、区分登記面積に過不足があっても金額は変更しない旨の定めでございます。

第2項では、共同利用部分であります物件5・6・7・8・9及び駐車場として利用する屋上施設、その他の建物に付随する施設設備は、甲乙の共有でその利用権利代金を含むという表記がなされております。

第4条でございますが、所有権の移転と引渡しであります。所有権は本議決同意をいただいたときから移転としております。第2項では甲の専有部分の定めでございまして、第3項では引渡しの時期は別に協議をするというふうにしております。

第5条では、登記についてでございますが、建物区分登記並びに物件1の区分所有権移転登記は乙、これは市でございますが、市が行うとしたものでございます。4ページをお願いいたします。第2項でございますが、甲の専有部分、共有部分として区分できない物件5、物件6にあっては、甲の区分所有として登記をするということでございます。

第6条は売買代金の支払ですが、協議をして決定するという定めでございます。

第7条につきましては、費用負担でございますが、この契約の費用と第5条第1項、これは区分所有登記でございますが、市の負担で行うということでございます。

第8条は、持ち分割合ですが、共同利用する部分の持ち分は、甲乙の専有部分面積割合とするという定めでございます。なお、専有部分の合計が6,552.46平方メートル、甲、これは会社のほうですが、4,052.66平方メートル、61.85パーセントになります。それから乙、市でございますが、2,499.80平方メートル、38.15パーセントとしてございます。

第9条では、共同利用部分の費用負担と利用の方法でございますが、別途協議により定め

るという規定でございます。

第10条契約の継承でございますが、万が一、甲が専有部分について全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときの定めでございます。事前通知、承認事項というふうにしておきまして、第2項では本契約、甲乙間で協定された事項を全部継承をしていただくようにという担保をしておくものでございます。

第11条及び第12条は契約の解除権、本契約の成立の時期についての規定でございますし、第13条については、疑義についての規定でございます。

以上が契約の内容でございますが、平成24年12月13日甲乙間で仮契約としているものでございます。

次に、本日追加で提出をしております第123号議案説明資料をご覧いただきたいと思っております。第1ページ目でございますが、「区分所有建物不動産鑑定価格等について」でございます。建物の概要はご覧のとおりでございますので、割愛をさせていただきますが、専有面積割合は、先ほど仮契約書第8条で申し上げたところでございますが、市の専有面積割合は38.15パーセントでございます。

次の不動産鑑定評価でございますが、平成23年に委託で鑑定評価をしておりますけれども、時点修正をしますと平成24年の鑑定評価が、5億4,400万円でございます。これを面積で算出しまして、消費税を掛けた2億1,791万5,314円を売買価格としたものでございます。

その下の街づくり会社の簿価でございますが、それぞれ建設時の簿価が、12億7,516万4,239円、平成23年度の簿価が7億9,301万5,047円という状況になってございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。確認書、これは新潟県、南魚沼市、六日町街づくり株式会社の三者による確認書でございますが、1は表示でございますので割愛をさせていただきます。2でございますが、万が一の想定外の事案への担保ということで、新潟県は市が行う建物の区分所有登記及び所有権移転登記が終了するまでの間、本件以外の事業で担保処分の必要が生じたときは、三者で協議を行うこととする旨の確認でございます。

3では、六日町街づくり株式会社は、譲渡承認手続の実行と中小企業高度化資金の繰上償還についての担保に関する確認の部分が、記載をされてございます。

4では、新潟県に対しまして、本件に関して抵当権の一部解除の実行担保に関する確認の記述でございます。それぞれ、12月18日に三者で確認をしたところでございます。

3ページのほうをご覧いただきたいと思います。区分所有建物の管理運営等に関する協定書でございますが、第1条では、引き渡しの時期でございますが、仮契約書の第4条第3項で協議して決定とありますが、その時期は、物件1、これは市の専有部分でございますが、ここの被補償者、いわゆるテナントですが、その方々の補償契約の最終履行確認日とするものでございます。

第2条の売買代金の支払も、仮契約第6条で協議し決定となっておりますが、支払は2月

末日とするものでございます。

第3条は、公租公課に関する協定の部分でございますが、記載のように、物件1、市の専有部分となるところでございますが、平成24年度分は、街づくり会社において、平成25年度以降は、市の負担とするものでございます。第2項では、仮契約第3条第2項、これは物件の5・6・7・8・9・それから屋上施設及び付帯施設等の共同利用部分を示しておりますが、この公租公課の負担の関係でございますが、仮契約第4条第1項及び第2項で定めるそれぞれ専有の部分ということで定めております。その専有面積割合にするというものでございます。

第3項では、割合は1万分の1未満は四捨五入をするということで、市が、計算をいたしますと0.38150で0.3815、パーセントにしますと38.15、六日町街づくり株式会社が0.61849となりますので、四捨五入して0.6185と、パーセントでいいますと61.85とするものでございます。

第4条では、建物及び共同利用部分の費用負担と利用方法の規定でございます。共同利用部分には屋外駐車場を含めることといたしまして、それと建物の維持管理は甲である街づくり会社が行うということとし、その経費は専有面積で案分負担をするというものでございます。

第5条では、専有物件1であります図書館の部分の光熱水費につきましては、子メーターを設置して負担をするということとしまして、費用負担は市の専有部分の施設整備が完了をしてからとするという規定でございます。

第6条では、土地の賃貸借料についてであります。街づくり会社が第三者から借地している部分の賃借料の負担については、前年度の賃貸借契約額に市が負担すべき案分率として41.73パーセントを乗じた額とするというものでございまして、会社・市・第三者の面積割合が変われば割合を変更するという規定でございます。

第7条は、事務費の負担でありまして、共用部分の経費や土地の賃貸料の積算請求事務の経費を請求できるという規定でございます。

4ページのほうをお願いいたします。第8条は、共同利用部分であるところに収益があるときは、これを専有面積割合によって分配するという規定でございますし、第9条は定めのない事項について協議決定をするという規定でございます。

以上、12月13日に協定を締結してございます。

5ページでございますが、六日町街づくり株式会社の所有地の明細でございます。右から3段目が実測面積でございまして、下段の合計欄で会社所有地合計は、4,259.63平方メートル、そこの右隣が今回の買収面積でございまして、1,331.89平方メートル、率にしまして31.27パーセントを次の6ページ、7ページに土地売買契約書の案を記載しておりますが、7ページ下段にありますように、平方メートル当たり3万5,683円の単価で、総額4,752万5,830円で契約をしようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。土地の図面でございますが、少し見づらくて恐縮ですが、

薄く塗りつぶしてある部分を買収予定地でございます。

9 ページのほうをお願いいたします。買収予定額の算出表と図書館事業の予算関係を示してございます。上段が土地と建物につきましては、個別に予算額と若干の増減はありますが、全体では予算の範囲以内というふうになってございます。また、下段の表でございますが、今図書館建設事業に係る予算の内訳でございまして、内訳ごとに予算の状況を示しております。最下段右下になりますが、15億8,385万9,000円が、現段階で議会でお認めをいただいた部分での事業費ということでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 資料のほうに基づいてですが、前段で今この第123号議案の中で財産の取得ということであって、建物ということで今説明を受けている。今度は資料の中には、土地も出て、まだ仮契約書の判こはついていないと、これからということであります。要するに両方一度に不動産に関しては、説明をしていただいたということだと思いますが、今回の議案は、土地は関係ないということで、ひとつあらかじめわかった上で話をさせていただきます。

私は、先般も申し上げましたけれども、分割所有ということについて以前からお話をしているのですが、これをするることによって、例えば工事が始まった中で、雨水防水、要するに屋上ですね、屋上の防水等がという話も若干聞いていますし、あと、建物全体が不同沈下をしているということ、それらからしてどの程度影響しているのか。ある程度工事は裸にして、今の北分館のような形でやられるのか。あれは屋上は剥がなかったと思うのですけれども、そういう工事でやろうとしているのか。非常に工事費等が余計にかかるのではないかという感じが私はしているのです。

もう1点、アスベスト等の問題は、いろいろ聞いたもので今、確認をしたくてですが、そういう問題があるのかどうか。それによっては、また工事費等もどれだけ上がるのかという辺りも問題かというふうに思います。

防水の問題と、不同沈下の問題と、工事のやり方、ほとんど裸にしてやるのかという辺り、やると思うのですけれども、あとアスベスト等の問題についてひとつ工法的な問題でお伺いします。

それから、補償費の中で、先般も医院の問題があつたのですか、医院でなくてテナントの問題のほうについてです。聞くとところによると10店舗なり12店舗あつたのが、6店舗残るというお話を聞いているところでありますが、構外再築という形での補償費だったと思うのですが、構内ということになると、何らかの形で私は安く上がるのかという気がするのです。その点、えらい遜色なく予定どおりかかるというような話ですけれども、その理由をひとつお聞きします。

それから、所見を伺っておきたいのが、市長は私の一般質問にも答えたり、あるいは全員協議会の中で答えていた中で、補償費等、買い取り等で6億5,000万円という予定を、こ

の表にもあるのですがしていたわけですが、それが既に7億円近くという予定に今なっているわけです。市長は、これは、要するに6億5,000万円を上限として、これ以上出すつもりはないというような話だったのですが、そういう点、今後今度は総工事費で15億円が16億円、17億円というような形になっていく可能性があるのかないのか、その辺をひとつお聞きしておきます。

○市長 6億5,000万円上限といいますか、それは結局、医院が議会の初日にも申しあげましたように、補償の額が、法律ということではないのですけれども、いろいろ定められた額でそれは大丈夫というか、補償対象だという部分が、当初はわからなかったという部分でありますので、それはそれでご理解いただきたいと思います。

工事のほうは今からもう幾らでも膨らますなんていう予定は全くございませんので、このことに基づいてまずは発注させていただく。そして、現場に入って予期せぬ部分が出たりして——これはわかりませんけれども、100パーセントはどうだこうだと言いませんけれども、この予定額の中できちんと納めたいというふうに考えて、今設計をし、これから発注準備にかかろうと思っております。あと、残余をお願いします。

○教育部長 J Aの北分館のあのような工事とは違いまして、外壁も防水も既存の部分の補修で十分使えと、地盤改良についても前にご説明したとおり大きな地盤改良ではなくて、図書館部分が重過重になるということも含めての対応です。

それで、単価についてですが、調べてみたのですけれども、平米で割り崩すと平米当たり29万2,000円、同じように複合施設の改修ということで新潟市の巻でやっているのが35万9,800円、それと新築でやっている十日町情報館は、38万5,000円、それから白河市は42万9,000円ということで、単価を比較した結果もそう高上がりではないというふうに思っております。

アスベストについては、調べた結果、ありません。それによつての増加はありません。

テナントの補償については社会教育課長のほうでご説明します。

○社会教育課長 テナントの補償費でございます。当初全て構外移転ということで、補償計算会社に依頼をして、その成果物をまず納めていただきました。その後、構内移転ということでまた変更になった部分もございます。そういったものもありますので、3,200万円の中には納まってはいますけれども、それが更に安上がりになるということは、結果的にはなかったということでございます。以上です。

○岡村雅夫君 調査をされているわけでありますが、多分、新潟測量さんだったと思うのですけれども、先般問題になりました医院の調査ですよね。要するにそれは別だと言われればまたそれまでなのですから、今の構外再築の問題。一般的には構外再築のほうがかかるといふふうに言われているのですけれども、店舗をどう提供するかという辺りがネックだと思うのです。私は一般的に考えると、安くなるというほうが常だと考えますが、そういった調査段階でのお話というのは、どういうことであつたのかひとつお聞きします。医院についても、私は、もしその調査会社がしたとすれば、これほどの開きが出るというのは、い

かなものかというふうに思います。

あと、前段の部分の分割所有という問題から、私はそういう懸念をしているのですが、とりあえず応急補修程度でいいということでありますけれども、これから分割しない部分も、何か外壁をちょっといじらせていただきたいとかという話もあったわけであります。また、工事に鑑みても区画の問題とか、いろいろ所有する部分ばかりでないお金というのがかかると思うのです。そういう点も全部中へ含んでいるというような考え方でいいのか。今後、不同沈下等の問題でどうしてもいじらなければならない、要するに手を加えなければならないときは、全て案分率というような形でいくのか、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

○教育部長 前にもご説明したように、医院以外については、見積もりをとって予算計上をしました。医院についてが複雑だということで予算計上をするときに、陳謝をさせてもらったとおり、私の主導で設計事務所に建物の概算を聞いて概算を盛りました。それでは不安だということで、その後補正をいただいて、二つの医院について新潟測量に調査委託を出しました。それがいろいろな理由から、安いだとか、高いだとかとご心配をされているわけですが、ここにある北陸地区用地対策連絡会の標準書に基づいて、我々というのは全て補償算定しておりますので、その結果でありますから、間違いないということをおっしゃっていただきます。

それと、建物の工事については、岡村議員が言われるように屋上の部分の例えば防水が一部漏ったところの補修だとか、共用部分の便所の改修だとかについては、市のほうでこの8億円の工事費の中へ全て入っております。だから、さっき言いましたように、全てこの連絡会の基準ではじいておりますので、結果は正しいというふうに思っております。

○中沢俊一君 参考までに聞いておきたいのですが、土地については議決案件ではないわけでありますけれども、大体いつ頃を目途に取得ができるというふうに踏んでいるのでしょうか。

○社会教育課長 今回この議会で議決をいただきましたならば、速やかに手続に入りたいというふうに思っております。以上です。

○佐藤 剛君 この財産取得の件につきましては、当初予算にも入っておりますので、このことについて云々ということではないのですけれども、数字が確定しましたので、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。まず、当初予算でこの財産取得の実際の取得額が、建物については800万円近く増えているのですけれども、予算と実際ですと多少の動きはあるのですが、説明をお伺いしますと、平成23年に不動産の鑑定をして、24年に時点修正といいますかをして、確定をしたというようなことです。けれども、私の感覚からすると平成23年から24年までに下がっても、上がるかなというのがちょっと引っかかるところがある。そうすると、今度は面積的なので増えてきたのかというところがあるので、そこら辺を当初予算から増えた、変わっても当然なのですけれども、その理由をお聞かせいただきたいというのがまず1点。

もう1点ですけれども、ではこの予算ですが、今、予算の範囲内であるというような説明でありましたが、私のチェック漏れかもしれないのですけれども、当初予算からすると、土地の取得についても、建物の取得についても予算をオーバーといいますか、予算より多いような感じで私はチェックしてきたのです。それには流用、充用があるのかというふうなことで、聞いてみようかと思っていたのですけれども、予算の範囲以内というような説明でしたので、そこら辺の予算措置の今までの経緯、経過といいますか、そこら辺も併せて2点お伺いします。

○社会教育課長 まず、時点補正、平成24年度ということで、まず説明資料9ページをご覧くださいと思いますが、この中で下側の図書館建設事業費予算の推移というこの表をご覧くださいと思います。左から4段目に平成24年当初予算の部分がございますが、ここでは土地購入4,000万円余り、それから建物購入費2億円余りということで、その右の欄に6月補正として土地購入費240万円、建物購入費760万円ほど増やさせていただいております。その結果、更に右隣、予算額計の部分では、現在の予算になるわけですがけれども、土地購入費としては4,847万1,000円、建物の購入費は2億1,698万円の現在の予算となっておりまして、

それに対して、その上の表、買収予定額算出表を見ていただきますと、その右から2欄目の予算額の欄には、今申し上げました金額が入っておりますが、その右から3欄目の買収予定額では、土地につきましては94万5,170円ほど予算より低かったけれども、建物については93万5,314円ほど予算より上回ってしまったという結果ですが、合計では予算内に収まっているということでございます。

それでは、建物の価格が何でこういうふうになったかということでございますが、説明を申し上げますと、議案資料の7ページの図をご覧くださいと思います。これは、1階求積図の左上の物件8という黒く塗った部分がございます。この部分が、階段室になっておりまして、外から階段室を上がって屋上に抜けられるという構造になっております。その階段室の取り方を、当初2階の階段室の踊り場から更に上に上がる部分までを、図書館部分から抜こうと考えていたのですが、高さ的にもやはり十分な高さがあるものですから、そのうちの半分を――約10平米余りですが、図書館に参入させていただいたということで、面積が増えたので90万円ほどの差が出たということでございます。以上です。

○寺口友彦君 まず、この区分登記についてお伺いいたしますけれども、手数料については、市が負担をするということでありましたが、幾らぐらいで、いつ頃、どういう財源で執行するのかお伺いいたします。

それから、この建物の経年劣化は16年を経過しておりますけれども、コンクリート構造物は20年たちますと大体大規模修繕という計画を立てるわけですがけれども、前にもお聞きしました。この大規模修繕についての計画を、街づくり会社のほうから提供を受けて、その費用部分についての相談があったのかという部分。それから、共益費の部分ですけれども、いただいた資料の中から共益部分を面積計算すると、大体1,008平米くらいであります。

この中で共益費の部分が出ておりますけれども、この部分についてももう少し下げていけるのではないかと思います。この面積を見た中で、初日の中ではそういう部分は一応考えていないという部分でありましたけれども、この共益費の部分についても、下げていくという方向での協議を行うつもりがあるのかという部分をお伺いします。

それから、公租公課という部分をお伺いします。契約書の中でいきますと、借地料部分についてでありますけれども、借地料総額に対して41パーセントであるという部分でありましたが、借地料の改定等について、今度は新しく大家さんとの借地契約を結ぶわけですから、借地料の改正について、何年ごとに見直すという部分についてのそういう条項が入ってきますけれども、それは3年ごと、5年ごとに見直すという部分を入れて当然作ると思いますが、その部分の確認をしておきます。

それからもう1点は、なかなか厳しい部分でありますけれども、六日町街づくり株式会社本体の市への未納部分であります。この部分については、今回の土地、建物の売買によって、100パーセント回収ができるのかという部分をお伺いいたします。

それともう1点は、医院が移転をするわけですが、内装工事を行う。内装工事を行いますけれども、現状の部分ではなくて移転をしてやりますから、新規で開店をする場合の内装と同じ扱いになります。この内装に対する課税が発生をしてくるであろうというふうに思います。そうした場合に、課税に対して医院さんでもって全部負担をしてくださいよという話なのか、この部分を含めて市が補償しますよという部分なのか、これをお聞きします。

○市 長 一つだけお答えいたします。公言することではありませんが、ご心配の街づくり会社の未納といたしますが、この部分は、全部これで解消させていただきます。それが条件でもあります。

○教育部長 私のほうからご質問の2点についてお答えします。大規模改修の相談があったのかということですが、おわかりのとおり、この用途変更という改修をすることによって、結果として大規模改修という結果になっております。それは相談というよりは、この設計を組む中で当然街づくり会社と協議しておりますから、結果としてその時点で協議しながら設計を上げたということになっております。

2点目の医院の部分については、よく勘違いされるのですが、我々は現状の二つのある部分について、先ほどの基準によって補償しておりますので、その補償費をいただいた二つの医院が、自分たちでどのような設計をして、どうするかということをして、足りる、足りないについて我々が関与する部分ではありませんので、その中で改修すると。当然その税金がかかるとなれば、お医者さんで税金の負担ということで、うちのほうでは補償の中には入っておりません。

○社会教育課長 共益費について更にという話ですが、もちろんそのいろいろな運営について効率的に更に安くあげていただくような交渉は、これからも努力していきたいと思っております。

それから、公租公課について、何年後とかということですが、そのところはまだ

そこまで交渉しておりません。これからの交渉でそういったところを改定の際には、もっと安くできないかとか、そういったことは交渉していきたいと思っております。以上です。

○寺口友彦君 価格の交渉もそうなのですが、新しい土地の所有者との賃貸借契約が当然できるわけです。その中で要するに借地料の改正等が当然入ってくる、これは当たり前のお話ですが、この部分を3年と区切るのか、5年であるのかという部分についての答弁はありませんでした。

○産業振興部長 現在では、何年ということはありませんが、現在の契約でやっております。ただ、議員がおっしゃるように、今後、亡くなった方もおりますので、個別に地代の交渉についてはしていきたいという意向です。以上です。

○牧野 晶君 それこそ10条について聞いてみたいのですが、契約の承継について。その全部又は一部を第三者に譲渡するときは、事前に乙に文章で通知し、要は何かあるときは、売買するときとかは、きちんと市に聞いてくださいということだし、それと、買う人に対しては全部市の今までの状況をのんでくださいということです。これはこれでわかるのですが、例えばララの残りの部分が他のものになるというときは、例えばですよ、街づくり会社が自分でまたそのところを手放すという可能性だって、なきにしもあらずですよ。当然、市の許可はいるにしても、要は市が株主なので。それと同時に最後だめになったときですよ、要は競売とかかけられてしまったときとか、そういうときは継承にならないと思うのです。そういうのを想定して、きちんとやっていくべきではないのかという思いがあるのです。

私の考えが間違えていたらそれはそれで教えてほしいのですが、例えば、県とうまく関係がいかなくなったとか、市のほうでもう支援しなくなった、それで、県が市のほうは面倒をみないので、県のほうは独自にしてしまうよ、競売にかけるよというときに、これの継承ができないというふうに私は思うのですが、競売の場合は。そのところの認識はどうだったのか、どういうふうな考えでここだけの分にしたのかというのが、例えば物件5、6ですよ。5、6については、登記簿上は甲占有というふうになっているわけですが、これはいろいろな便宜上というのものもあるかもしれませんが、例えば登記簿上で甲占有というのは、それはそれでいいのですが、それで例えば万が一のときとか対抗できるのかということですよ。そういう点について考えを聞かせていただければと思うのですが。

○財政課長 ただいまのご質問ですが、5、6こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、登記のほうは街づくり会社の専有部分として登記をされます。ただ、実際にはこの部分につきましては、通路として専有をされておりますので、競売等になった場合についても実際にそこが専有はされていることは事実です。それから、甲と乙の間においてこのような契約書があるであろうことは、もう明らかな部分だと思いますので、これについて全く登記がされていないという理由だけで、これが全部競売物件になると、また、それが競売物件で売買された場合に、ここの部分が市のほうで使うことができないということにはならないというふうに考えております。以上です。

○牧野 晶君 ちょっと私のいい方が悪かったです。5、6については、例えばで言ったわけです。例えば10条について、甲乙間でのその契約、競売になったときに今まで市と決めていたことは、この5、6以外のことだって全部継承してもらえるのかどうかというのは、そのところを答えていただきたいのです。そのところを教えてください。

それで、そのところがわからないのだったら、わからないでいいです。わからなかったらわからないで、でも基本的にいろいろな角度から考えてほしいわけです。競売というのは何があるかわからない——競売というのも今から言うのも悪いかもしれないですけど、いろいろな角度で、こういうふうになんか不安のある建物を買う点もあるわけです。いろいろな角度でやっていくべきだと思うし、私がもしこの土地を買うのであれば、建物を買うのだったら、いろいろな角度で考えますよ。

このときに、例えばすんなり市がほかにライバルなしに手に入れる場合は、どうするのだとかいろいろ私は考えます。ほかのところのライバルがいないようにとか、そういうふうを考えていきますけど、そういうことを私は聞いてみたいのです。ただ単にここの部分をとるだけで考えたのか、それともいろいろな先のことを、考えて考えた挙げ句こうしたのか。ここのところは意味が違うわけです。競売をもとにして考えたというのもおかしいかもしれないですけど、いろいろな視点を考えた中で、ちゃんと組み立てたものなのかの確認をさせてください、ということで聞いているのでお願いします。

○総務部長 先ほど話が出ましたように、倒産とかということは想定をしておらないということが、まず第一でございます。それで、第10条のところは、区分所有のほうの関する法律で、共有部分は区分所有者全員の共有である。これは当然なのですが、その後に、区分所有者以外のものを共有部分の所有者と定めることはできない、ときちんとありますので、区分所有の関する法律のほうで、そこを担保しているものだというふうに思っております。以上です。

○若井達男君 2～3点お伺いいたします。この区分所有建物売買契約、これは確かに仮契約というふうになっています。停止条件付契約書だと。その停止条件とは何ぞや、これは議会議決であると、それはそれでいいのですが、そうしたときに、この13日に協定書が締結されておりますが、これとの関係はどういったふうに判断すればよろしいか。12月13日に協定書のほうはでき上がっていますよね。ですけど、これは契約書については、あくまでも停止条件付になっているということですが、その関係を1点。

それと今1点ですが、普通土地でも建物でも、売買となりますと契約書が交わされて、その契約書の中には、後日もめ事にならないように、所有権移転についてと、所有権移転登記についてと、そしてやはり空け渡し時期と、それはそれぞれ協議をして決めるというふうにもなっておりますし、協定書の中にも出てきております。これは普通は、通常の売買であれば、ほぼ空け渡しをして所有権がその時点で移転して、そしてそのときに所有権移転登記に必要な一切の事業がは、そろって法務局にあげられるという、それがその時期になるわけですが、この状況ですと大分バラバラになっておる。これは今度、協定書によりますと、被

補償者の補償契約の最終履行日とするというふうになっていますし、代金の支払いは、2月末に支払うとなっております。

また、そういったところの兼ね合いが、できれば確かに一致すればいいわけですが、必ずしも一致しなくてもこれはいいわけです。その辺はどのように考えておけばいいかと併せて、その所有権移転登記時期は、どのくらいになるか、どの程度の時期になるかひとつお願いいたします。

そして、今1点ですが、ここに2億1,700万円という数字が出ているわけですが、確かにこれも鑑定評価に、鑑定指針に基づいた、そして鑑定士がそれぞれの再調達価格から現在価、経過年数をとおした中で、この数字が間違いとは私は言いませんが、土地でも建物でもやはりそのときの価格がありますよね、実勢価格。その実勢価格とこの2億1,700万円の兼ね合いが、このとおりが実勢価格であるかというふうに判断していいか。それとも、やはりこれは評価額からきた簿価から追ってきた金額なのだという、あくまでもその判断でいいのか。その辺、この3点をひとつお願いします。

○総務部長 1点目でございますが、協定書をご覧になっていただければあれだと思えるのですけれども、13日に区分所有建物売買仮契約を締結したもののについて、協定を結びましょうということでございますので、仮にこっちのほうだめだということになれば、これに基づいていますので、これもだめだというふうにお考えをいただきたいと思います。

それから、バラバラになるこれは、もうご存じのとおり抵当権、いわゆる担保物権がついていたり、あるいは中小企業振興機構にお金をお支払をしなければならなかったりで、非常におっしゃるように一発で普通のようにやりたいわけですが、それができないためにやむを得ずバラバラになっているということでございます。

それから、いろいろその部分で心配な部分があるのですが、これは私どもと街づくり会社の信義則といいますか、そこでやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、鑑定価格でございますが、これは鑑定をとった価格を時点修正しておりますので、実勢価格であるというふうに考えております。以上でございます。

○若井達男君 その説明のとおりだと思います。そこで、先ほども伺ったのが、所有権の移転登記時期というのは、どのくらいになるか。それはそのひとつの流れの中だから、当然出てくることなのです。それはそれでいいのです。そうした作業といった中に、その中のテナントの皆さんも全部協力をもらっていると、市長もこれは何回かほかのときにも言っておりますが、それもまたそれでいいのです。しかしながら、それがいつ出て、そして今度は一切のこの手続が完了して、この所有権登記が、所有権は今でも移せるのですね、お互いの約束事で。ですけれど、それがいつ最終的に完了するかという、その点をひとつ1点お願いします。

○財政課長 ただいまのご質問ですけれども、登記につきましては、ご存じのように区分所有ですので、まず建物の区分を行わなければなりません。区分は当然のことながら図面ではできませんので、実際の壁ができたりして、強固のもので囲われたという状態にならない

とできませんので、なおかつ実測が原則となっております。ということになりますと、図書館が完成した後に、実測をかけて、そこで区分が表示されます。それ以降に所有権移転登記をさせていただきたいと思っておりますので、工事完了後ということで考えおります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

○岡村雅夫君 第123号議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。私は当初から、区分所有をして、また、築16年も経過した建物に図書館をということは、無理があるという話をしてまいりました。もう1点は、街づくり会社の経営改善と同列に、同時的に考えるのも無理があるというふうに考えております。

私は、やはり図書館は、15億、16億円というお金を投入するわけでありますので、今の財政事情からしましても、まだまだ当市にとっては早い。要望はあったとしても、図書館のみでなく、私は個人的には、要望のある資料館とか、あるいは郷土的な博物館とかというようなことと一緒に考えて検討すべきではないかという立場であります。繰り返しますけれども、街づくり会社の経営改善と図書館を同列に考えて進んでいくこの問題については、承服できません。

それから、これから懸念するところでありますけれども、不同沈下とか、あるいは20年近くたったこの建物に関しては、非常にこれからいろいろな現象が起きてきて、手を加えていかなければならない率というものは、新築と比べて相当の負荷がかかるものというふうに私は考えております。やはり、当初から私が申し上げておりましたように、別の利用方法、あるいは図書館については、違った立場で考えるべきであったのではないかとということで反対であります。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第123号議案 財産の取得について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第123号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第124号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についてを

議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは、第124号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。南魚沼市斎場につきましては、平成22年9月1日に供用を開始しまして、指定管理者のもと管理運営が行われております。この指定の期間が、平成25年3月31日で満了となりますので、次期指定管理者の指定について行いたいということでございます。

指定管理候補者の選定につきましては、9月3日から9月28日まで公募を行いました。その結果、応募者が1社でございました。これを受けて、南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会において、応募者からの提案説明を含めて事業計画及び収支計画等の審査を行い、その結果の報告を受けて市長が指定管理者候補者として適正であるというふうに認めたということで、お諮りするものでございます。

議案のほうをご覧になっていただきたいと思います。1の公の施設の名称でございますが、南魚沼市斎場でございます。2番の指定管理者に指定する団体、所在地、南魚沼市塩沢79番地15、名称 株式会社 飛鳥、代表者 代表取締役 高橋喜一。それから3の指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

3ページをお願いします。こちら株式会社飛鳥から提出された事業計画及び収支計画書でございますが、ご説明申し上げます。1番の指定管理の基本方針につきましては、そちらに7点ほど記載してありますが、人生最期の場にふさわしい接遇等きめ細かいサービスの提供、それから地域の雇用の継続、経費の削減等に努める、などとなっております。2番の施設の概要につきましては記載のとおりでございます。4ページをご覧になっていただきたいと思います。3の年間利用見込みにつきましては、平成24年度の実績見込み等をもとに計上してございます。4番の業務の内容につきましては、市の条例に定められた業務内容が記載されております。それから6番の運営計画でございますが、条例に定めた休日等を記載しております。

それから、5ページでございます。7の収支計画でございますが、これは平成25年度1年分の記載でございます。収入につきましては、市からの委託料及び小動物炉の利用料でございます。支出の運営費でございますが、消耗品費157万7,000円が計上されてありますが、このうち供用開始から2年間、施設の無償担保期間がございまして、平成24年の半年までその期間になっておりましたが、平成25年度はそれが終了するというので、それに伴いまして火葬炉の消耗品121万円ほどが増額になっております。

それから、施設管理費のうち、これも2年間の無償担保期間が終了するというので、火葬炉の保守点検費203万3,000円、それから火葬炉設備の整備費309万7,000円、これが増額というふうになります。それから、人件費の1,569万4,000円でございますが、これは平成23年度の実績額と同じですし、平成24年度の精算見込みというふうなことを同額にしております。この額につきましては、今後5年間固定するという考え方でご

ございますし、職員数については、現状と変更はございません。

表の下に記載がありまして丸が3つありますが、ご覧いただきたいと思いますが、利用料は指定管理者の収入とし、うち200万円は委託料に充当するという事で、指定管理者の努力によって、小動物炉の利用料が増額になったという場合については、これは指定管理者の利益になるような、というふうなことで考えております。ただ逆に200万円を下回った場合は、持ち出しということになりますので、ここは業者のほうの努力に期待したいというふうなことでございます。

それから、運営費は指定管理期間定額とするというふうなことで、運営費を見ていただきますと精算項目ということで、火葬炉の燃料費400万円があります。ただ、下から3行目の諸経費を計算する場合は、運営費の計の欄で1,153万3,000円がありますが、これの15パーセントということで、諸経費については、ここに書いてあります172万9,000円を固定したいということで、業者もほかの経費が変わることによって会社の経費まで変動するのはなかなか厳しいというふうなことで、5年間はこれも固定をしたいというふうなことで考えております。

それから、施設管理費につきましては、法定点検の頻度だとか、火葬炉整備を計画的にやるわけですが、そういったことによって年度ごとに額が変わってくるというふうなことでございます。5年間の指定管理期間中に、年度ごとに年度協定を結びますが、この場合は経費が変動するのは、この施設管理費の部分だけが変わってくるというふうな考え方になります。それから精算項目を火葬炉の燃料費、それから除雪費、これに限定することによって、指定管理者の経費節減等の経営努力が報われる仕組みにしたというふうなことでございます。

6ページをご覧いただきたいと思いますが、8番として指定管理者の概要が記載されております。

以上で第124号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 公募して1社だけということで、これでいいわけです。指定管理、今度は5年ということになるわけで、こういう施設としては長いのか短いのかわかりませんが、一応は今度は長く5年ということになるのですが、その中で指定管理の応募したのが1社だったということ。今までの経緯を含めて私の知る限りでは、この指定管理になって非常にサービスの評判もいいわけなのです。ただ、指定管理制度の少し難しいところは、余り固定してしまうと、指定管理の制度の目指すところは、経費の節減とよりよいサービスの向上になるわけです。1社になるとなかなかそこら辺のところが判断しづらい、という言い方もおかしいのですけれども、よりサービス向上が求める基準が見い出しづらいというところも私は感じるのです。

この議決を受けまして、指定管理をお願いすることになったら、今までサービス面で非常に評判がいいのですけれども、市としてお願いするに当たって、この管理者のほうにこう

いうところは改善をしてもらいたいとか、そういうようなところがあるのかというところを確認したい。

○市民生活部長 第1期の3年間の指定管理期間につきましては、皆さんがご承知のとおりで、私どもも直営時代に比べて苦情等も全然きていませんし、ご利用いただいている方からも評価を得ております。そういったことを受けて、今回のこの指定管理者の指定のプレゼンの中でも、今後のサービス向上等にどういうふうな形で取り組むか等の質疑も行わせていただきました。会社の中では、情報共有を図りながら、更に向上に努めたいというふうなことで、更に向上心を持って取り組むというふうなことでお約束いただきましたので、私どもはこれからのまたいろいろな会社の運営方法等を逐次確認しながら、必要な部分については改善を求めていきたいというふうに思っているところです。

○岡村雅夫君 若干絡みますけれども、公募が1社ということは、指定管理者制度としては、公募したから指定管理者ということは、即いえないような気が私はするのです。ですから、もしこれで提案するときだったら、どういう効果が、要するに公募した結果あったという部分が、ちょっと欠けているのではないかな。要するに、あれも付け加えた、これも付け加えたというような話が聞こえるのですけれども、結局一番やっている内容がわかる人が、後継したわけですから、要するにまた委託を受けたわけです。その中で、どういった改善ができるという部分が、今までの委託だったら大変だったから、今度は小動物のお金はやりますよ、今度、炉はこういう消耗品があるからそれも付け足しますよとか、そういう形になってきているようなものです。

そういうものであるならば、私はやはり純然たる委託業務のほうが、こちらからいろいろまた注文もつけやすいし、あるいは加配もできるわけだし、要するに補充なり、補填なりができるわけです。私はそのほうが、期間を決めてやるよりもいいのかなという感じがするのですけれども、ほかの指定管理も多分そういう部分というのは、これから出てくると思うのです。ましてやこの分野であれば、競合会社がいていいような気がするけれども、1社ですよ。その辺はどういうふうに捉えているか、ひとつお聞きします。

○市民生活部長 私どもは、最初から1社ということを想定していたわけではなくて、先ほども申し上げましたように公募期間を設けて、皆さんどうぞということでお受けしたのですが、結果的に1社だったというふうなことでございました。1社だからそのまま今回提案しているということではなくて、先ほど申し上げましたように、公の施設の指定管理者選定審議会の中でプレゼンを経ながら、事業計画、それから収支計画について審査を行い、結果として妥当だというふうなことで提案しているわけですので、ただ1社だからそのままというふうなことはございません。

それから、委託というか、指定管理者が行う業務については、今までどおりでやってもらいます。今回特別付け加えたというふうなことはなくて、ただ当初の2年間の無償担保期間、これは炉のメーカーの無償担保期間ですけれども、それが終了したことに伴って、炉のメーカーが自費で負担していた例えば火葬炉の中の霊砂だとか、それから点検の項目だとかとい

うものが、今度は有償になってこちらの委託のほうに入ってきたというふうなことです、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから、改善の方法ですが、確かに委託期間といいますか、指定管理期間が長くなりますと、どうしても慣れっこになりがちでございますが、先ほど申し上げましたように指定管理会社のほうも、引き続き技術の向上、サービスの向上に向けてというふうなことで改善を考えているようでございますので、そういったことにまた期待をしたいというふうに思っています。

委託でどうだかというふうなことです、委託ということでは、なかなかその民間の自主性といいますか、その企業の努力というふうなものは、なかなか表れにくい部分があるわけです。今回この経費のいろいろな精算の仕方、計算の仕方等を見直しする中で、そういった指定管理者が努力したことが、結果としてお金として表れるような仕組みにしましたので、なお一層、その指定管理制度の効果が現れてくるのではないかとこのように思っているところでございます。

○岡村雅夫君 指定管理者制度の効果が出たというような言い方をしますけれども、実際は指定管理者というのは、競争の原理ということで競争ですので、こういった実態を踏まえてみると、指定管理者制度というものの自体が、機能していないというふうに私は思うのです。今後やはり検討する部分だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長 一つだけ確認をしておいていただきたいことは、いわゆる公の施設、公の施設というのは、地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的を持って作るわけです。お使いになるのは原則その方々ということでやるわけですが、平成15年だと思ったのですけれども、指定管理ということに法律ができることになりました。それで、今おっしゃるような形で公の施設を全部委託するということは、法令上できない。一部委託は結構です。ですので、公の施設というものは、一部委託でその部分だけというのは構いませんが、直営か指定管理かの2種類しか今、現行法令上はない。それで、指定管理にしますと、利用料金制をとれる。指定管理にしないで直営の場合は、自分でとることになっておりますので、そこをご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第124号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第124号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は、11時20分いたします。

(午前11時02分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時18分)

○議 長 日程第6、第125号議案 字の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 それでは第125号議案についてご説明を申し上げます。本件は当市の区域内の字の変更を、別紙変更調書のとおりお願いをし、土地改良法第89条の2、これは「国または都道府県の行う換地処分等」についての定めでございまして、その第10号で準用する同法第54条、これは「換地処分の手続」について定めてございますが、第4項の規定は公告の定めでございます。施行については、換地処分の公告のあった日の翌日からとしたいものでございます。

本件変更につきましては、地方自治法第260条第1項、これは市町村内の町又は字の区域につきまして、新設、廃止、変更の際は、議会の議決による旨の定めでございますので、ご決定を賜りたいものでございます。

内容の説明を申し上げます。塩沢地域の下一日市、宮野下、君沢、上一日市地区で、県営経営体育成基盤整備事業、農業生産法人等育成型、これは優れた経営者としての能力を身につけ、意欲を持って農業経営の発展を目指す農業生産法人などを緊急的に育成するきっかけとなるよう区画整理、水路、農道等の整備を行うものでございますが、これを平成17年度から進めてまいりました。

この事業は従来の平均7アール圃場を、標準50アール圃場に整備をし、区域内の農家の皆さんとの合意形成を図りながら、生産法人として設立済みの2法人、これは一つは下一日市、fプランツ、もう一つが宮野下、ファーム宮野下に30パーセント以上の農地集積を図るものでございます。

本事業の面工事が平成23年度に完成したことから、確定測量成果により換地計画書を作成し、それを基に地権者会議を本年11月7日に実施し、換地作業を進めておりますが、道水路の位置等が従前地と変わっているため、新しい区画に合わせた字界が必要となったことから、今回の字の変更をお願いするものでございます。

3ページにそれぞれ変更前、変更後の表示がございまして、6ページは大変見づらくて恐縮ですが、図面を添付しております。なお、本図面は、土地改良前の図面でございまして、現況では、標準5反歩、50アール圃場となっているものでございます。

3項では、区域面積が57.2ヘクタール、受益面積が43.6ヘクタール、工事費で8億4,800万円ほどの状況でございます。以上でございまして、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第125号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第125号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第126号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、及び日程第8、第127号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第126号議案並びに127号議案について、一括して提案理由を申し上げます。

このたび、人権擁護委員として9年1か月にわたりご尽力いただきました並木義雄さんが、平成25年3月31日付で任期満了となり退任をされます。並木さんの後任といたしまして中島澄江さんを、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

中島さんの経歴につきましては、資料のとおりでありますけれども、長い教職経験を有し、人格、識見ともに優れておられる方であります。

同じく人権擁護委員の木村恵美子さんが、平成25年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見を伺いするものであります。

木村さんは、1期3年間、人権擁護委員としてご尽力いただくとともに、長い教職経験の後、現在魚沼市教育委員会嘱託指導主事としてご活躍されており、人格、識見ともに申し分のない方であります。

任期につきましては、お二人とも平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となります。ご審議の上ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本２件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。

第１２６号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第１２６号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 次に第１２７号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第１２７号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第９、第１０６号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第１０６号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成２０年１２月から副市長としてお務めをいただきました小原元久氏がこの１２月１５日付で任期満了により退任をなされました。この間、小原氏からは合併、新市の土台づくりを進める中、副市長として本当に多大なご尽力をいただきました。この場を借りまして心から御礼を申し上げたいと思っております。

小原氏の後任として議案にありますように、現総務部長・岡村 聡氏を南魚沼市副市長として選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。岡村氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。各位ご承知のとおり豊かな行政経験と共に、その行政運営についての識見は高く、副市長として最良であると考えるところであります。

なお、任期につきましては、同法第１６３条の規定によりまして、選任の日から４年間であります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第106号議案 南魚沼市副市長の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長 ただいまの出席議員数は26人です。

次に立会人を指名します。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号24番・岡村雅夫君及び議席番号25番・若井達男君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

○議 長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いいたします。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 休憩いたします。

(午前11時32分)

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前11時34分)

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票をお願いします。
1番・笛木 晶さんから順番に。

(投票)

○議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。岡村雅夫君及び若井達男君、開票の立会いをお願いいたします。

(岡村雅夫君及び若井達男君立会いの上、開票)

○議 長 休憩いたします。

(午前 11 時 39 分)

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前 11 時 40 分)

○議 長 投票の結果を報告します。

総投票数 25 票、有効投票 25 票、無効投票 0、賛成 25 票、反対 0 票、以上のとおり賛成が全員であります。よって、第 106 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長 日程第 10、第 107 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、及び日程第 11、第 108 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、以上 2 件を一括議題といたします。

2 件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第 107 号議案並びに 108 号議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。平成 16 年 12 月から南魚沼市教育委員会教育長としてお務めをいただいております遠山正雄氏、並びに前教育委員長としてもお務めいただきました木村かすみさんの両氏が、本年 12 月 24 日の任期満了で退任をされることとなりました。両氏におかれましては、合併新市における教育行政の土台づくり、あるいは発展に多大なるご尽力をいただきました。

特に遠山氏につきましては、教育長として 2 期 8 年間、本当に大変なご功績を築いていただきまして心から御礼を申し上げるところであります。また、木村かすみ氏も先ほど申し上げましたように 1 期、教育委員長としてその手腕を発揮していただいたところであります。本当にお二人には心からそのご労苦に対しまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

このたび、両氏ご退任のご意思の中で後任といたしまして、第 107 号議案並びに第 108 号議案にありますように、現教育部長、南雲権治氏並びに島田裕子氏を南魚沼市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会のご同意をそれぞれお願いしたいものであります。

両氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。教育行政課題が多くある現状下におきまして、各位ご承知のとおり両氏の豊かな経験と人格、識見は市の教育行政をお任せするに最適の方々であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、同法第 5 条の規定によりまして、平成 24 年 12 月 25 日からの 4 年間であります。よろしくご審議を賜りご同意いただきますようお願いを申し上げます。

す。

○議 長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本2件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

最初に第107号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長 ただいまの出席議員数は26人です。

次に立会人を指名します。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号26番・松原良道君及び議席番号1番・笛木 晶君の両方を指名いたします。

(「了承」の声あり)

○議 長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。松原良道君及び笛木 晶君、開票の立会いをお願いいたします。

(松原良道君及び笛木 晶君の立会いの上、開票)

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票 0。有効投票のうち賛成 25 票、反対 0 票、以上のとおり賛成全員であります。よって、第 107 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 次に第 108 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 74 条において準用する同規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 2 番・桑原圭美君及び議席番号 3 番・林 茂男君の両方を指名いたします。

(「了承」の声あり)

○議 長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

念のため申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第 73 条第 2 項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号 1 番から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。桑原圭美君及び林 茂男君の開票の立会いをお願いいたします。

(桑原圭美君及び林 茂男君の立会いの上、開票)

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票 0 票。有効投票のうち賛成 25 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成全員であります。よって、第 108 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長 昼食のため休憩いたします。休憩後の再開は 1 時 10 分といたします。
(午前 11 時 58 分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 1 時 08 分)

○議 長 日程第 12、第 109 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第 109 号議案につきまして提案理由を申し上げます。識見を有するものから選任する監査委員として、平成 16 年 12 月からお務めいただきました廣井正一氏が、12 月 15 日で任期満了により退任されました。この間、廣井氏からは豊かなご見識によりまして、合併新市の監査委員として本当に多大なご尽力をいただいたところであります。改めて御礼を申し上げたいと思っております。

廣井氏の後任といたしまして議案にありますように河野和男氏を南魚沼市監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

河野氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。各位ご承知のとおり豊かな経験の中で人格、識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適な方であると考えております。

なお、任期につきましては、同法第 197 条の規定によりまして、選任の日から 4 年間であります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第 109 号議案 監査委員の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長 ただいまの出席議員数は26人です。

次に立会人を指名します。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号4番・鈴木 一君及び議席番号5番・塩谷寿雄君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

○議 長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票願います。

(投票)

○議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。鈴木 一君及び塩谷寿雄君、開票の立会いをお願いいたします。

(鈴木 一君及び塩谷寿雄君立会いの上、開票)

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数25票、有効投票25票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成25票、反対0票。以上のとおり全員賛成であります。よって、第109号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長 日程第13、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、南魚沼市選挙管理委員及び補充員をそれぞれ4人選挙いたします。

○議 長 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 最初に選挙管理委員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員候補者一覧表に記載の4人を指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名した4人の方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました4人の方々が選挙管理委員に当選されました。

○議 長 次に選挙管理委員補充員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員補充員候補者一覧表に記載の4人の方々を順位を付して指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名した4人の方々を順位を含み、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました4人の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議 長 日程第14、発議第10号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○井上智明君 それでは発議第10号の提案理由の説明をいたします。本提案は、平成24年9月24日施行の地方自治法の一部を改正する法律の改正によりまして、それまで地方自治法に定められておりました委員の選任方法、在任期間等法律で定めていたものが、議会の委員会に関する規定を簡素化し、条例に規定することに改正されたことによる委員会条例の改正であります。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条の改正は、それまで「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとして」云々と、こういう規定がありますが、地方

自治法の109条に規定されておったその部分が、地方自治法から削除されました。よって、委員会条例第2条にこの趣旨の規定を新たな1項を設けて規定するものであります。同様に第6条3項の追加規定についても、自治法から削除されたものを条例に追加するものであります。第7条2項の追加は、委員の選任事由が生じたときの選任についての規定であります。

次に2ページの附則をご覧いただきたいと思います。施行日ですが、委員会に関する地方自治法の改正施行日は、政令に委任、公布後6か月以内ということの規定があるようでありまして、これは3月1日を国のほうでは考えているようですが、まだ現在政令が公布されておきませんので、記載のような政令の定める日から施行するというような案文になっております。理由については以上であります。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第10号 南魚沼市議会委員条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、発議第11号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○井上智明君 発議11号の提案理由の説明をいたします。発議11号も先ほどの10号と同じように、平成24年9月24日施行の地方自治法の一部を改正する法律の改正規定を受けまして、改正後の地方自治法で新たに市議会本会議において公聴会の開催や参考人の召致が可能になったことを受けまして、会議規則にその旨を整備するものであります。

6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第78条から第84条までの7か条を新たに追加し、公聴会及び参考人の規定を設けるものであります。そのほか地方自治法の条ずれの改正及び本規則の条追加による条ずれがそれぞれ2か所ずつありますので、その改正であります。

4ページの附則をご覧いただきたいと思います。施行日は公布の日からとします。ただし、

第105条第2項の改正については、地方自治法改正に伴う改正であります、この部分の地方自治法改正の施行日が政令に委任、先ほどと同じになっております。現在、政令が公布されておられませんので記載のとおりするものであります。以上であります。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第11号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、発議第12号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○井上智明君 それでは発議第12号の提案理由を説明いたします。意見書の本文の朗読を持って提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスの6パーセントを削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8パーセントを森林吸収量により確保することとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策の豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・具体的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不

足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。以上であります。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第12号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、議案第109号で監査委員に同意いたしました河野和男さんがお見えですので、ご挨拶をお願いしたいと思います。河野さん、登壇をお願いいたします。

○河野和男君 ただいまご紹介いただきました大和町1丁目に住んでおります河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また、今ほどは議会において監査委員の同意をいただきまして本当にありがとうございました。なかなか行政の仕事というのは、初めてのものですから慣れない点もあるかと思いますが、皆様方のご支援、ご協力、またご指導

を受けながら、精一杯仕事をさせていただきたいと思っていますので、ひとつご協力のほう
よろしく願いいたします。初めてなので緊張してしまして、今、足がガクガクしています
けれども、何とか無事仕事を続けられるように精一杯頑張りますので、よろしく願いいた
します。失礼します。よろしく願いします。

(拍手)

○議 長 続きまして、総務部長及び教育長から発言を求められておりますのでこれ
を許します。最初に総務部長、登壇願います。

○総務部長 先ほどは選任にご同意をいただきまして誠にありがとうございました。私は
42年間、一介の公僕として職務についてまいりました。この間、何一つ人に誇れる成果も
ございません。こんな中で市長から小原市長の後を、ということで命を受けました。かなり
自分では、それでいいのだろうかというようなことで自問自答いたしましたが、先輩などに
相談をいたした結果、ここに立つことにいたしました。正に浅学非才でございますけれども、
井口市長の副官として合併の仕上げに、そして市民の皆様の福祉に、一生懸命努力をしてま
いりますので、よろしくご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(拍手)

○議 長 教育長、登壇をお願いします。

○教 育 長 本当に長い間、ご指導ご支援を賜りまして、心から感謝を申し上げます。
教育長に就任してからのことにつきましては、それぞれ議員各位ご承知のとおりであります
のでそのことには触れません。今、南魚沼市合併8年が経過いたしまして、おおむねその基
礎、土台が完成を見つつある、この時期にこうやってこの議場で皆様方にご挨拶ができます
ことは、私にとって望外の誉れであります。

私はとりあえず、とにかくこの南魚沼に核となる市を打ち立てたい、この思いで仕事をし
てまいりました。そのきっかけは、当時東頸城でありましたが、今は十日町の一部でありま
すけれども、某村の議員さんと出会ったことが一つのきっかけでありました。この方は村の
議員を務めながら、冬期間は東京で焼き芋売りをしていました。そしてこうおっしゃったの
であります。千葉の農家の皆さんが作ったさつま芋を仕入れて、朝早くから夜遅くまで焼い
て売り歩いて、家へ送れる金はほとんど微々たるものだ。出稼ぎをしないで生活ができる、
そういう基盤を作らなければと思っていたけれども、六日町の工業団地のおかげで、家の近
所の若い諸も家から通えるようになったと、六日町には本当に感謝していると、こんなふう
におっしゃいました。

当時、私は農業委員会の事務局に勤めておりまして、出稼ぎの支援というふうなこともや
っておりましたが、当時の六日町の出稼ぎは、出稼ぎとはいいいましても、もう決まった勤め
先と季節工の契約で行っておいりましたので、おそらく私がその話を聞かせていただいた村の
議員のような苦労ではなかったろうと、こんなふうに思うのであります。しかし、そのとき
つくづく、この地域にもっと核になり得る市をつくらないと、おそらくこの問題は基本的
には解決しないと、そんなふうに思いました。

それから、運よく六日町の企画課長で、この4町の合併というふうなことの事務方も勤めさせていただきました。どうしても絶対反対だという方々もおられましたので、当時の六日町文化会館多目的ホールで、一日3回の合併の説明会も行いました。振り返ってみますと、私の力なんて微々たるものでありますけれども、事務方としてできるだけことはやったなと、こんなふうな満足感を持っております。

今こうやって、若干人口は減ってしまいましたが、6万1,000の市民の皆さんの今後の福祉の増大、この地域のますますの発展、これらはこれから担っていただきます議員の皆様、あるいは執行部の、あるいは職員の一人一人の肩に大きくのしかかっているとこんなふうに思っておりますが、最初に申し上げましたように合併8年、今、基礎ができ、土台が仕上がりにつつある、誠に嬉しい限りであります。

今後とも役に立つ場面は多分ないというふうに思っていますが、でも、少しでも市の発展に役立てる場面があるとすれば、精一杯微力を傾注してまいりたいとこのように考えております。今後ともご指導ご鞭撻いただきますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議 長 ここで議会を代表して教育長さんに一言ご挨拶させていただきます。

私のほうからご勇退される遠山教育長様に対して、議会を代表してそのご努力に深甚の敬意を表するとともに、深く感謝の言葉を述べさせていただきます。

遠山教育長におかれましては、昭和47年六日町の職員となられ、2町合併協議のときは、六日町企画課長、そして六日町助役として2町合併推進に大きく貢献されました。新生南魚沼市、誕生間もない平成16年12月に初代南魚沼市教育長に就任され、2期8年の長きにわたり、その豊かな知識と豊富な行政経験を生かし、南魚沼市の教育行政の発展、充実と全国に誇れる輝かしい功績を挙げられました。

特に全国に先駆けて完了した学校建築の耐震化、市内全小学校で取り組んでいる教育課程特例校授業と、中学生海外派遣事業の国際理解教育、教育基本計画を具現化するために、子ども・若者支援センターを設置し、などなど挙げれば切りがありません。いつも笑顔を絶やさず、職員にも折に触れて人生訓を披露するなど、信望の厚い教育長であられました。教育長が熱意を注いだ全国に誇れる市立の総合支援学校も開校間近となりました。開校前の退任で若干の心残りはあるかもしれませんが、遠山教育長の教育理念は、立派に引き継がれるものと確信しております。

本定例会一般質問において、数名の議員から遠山教育長の功績に対する賞賛と、勇退を惜しむ声が届けられました。私はこれを聞いたとき、心の底から込み上げる熱いものを感じました。改めて2期8年、南魚沼市教育行政の礎を打ち立てた遠山教育長に、心から敬意と感謝の意を表します。

最後になりますが、今後ともお体を大切にされ、市へのご指導をいただきますようお願い申し上げて、意を尽くせませんが感謝の言葉とさせていただきます。本当に長い間ご苦労さ

までした。

(拍手)

○議 長 これをもって平成24年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。
大変長い間ご苦労さまでした。

(午後1時44分)